

2023年2月3日

インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応に関するお知らせ

2023年10月1日(日)より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されますので、同制度への弊社対応(概要)につきましてお知らせいたします。

<インボイス制度への弊社対応(概要)>

弊社ではインボイス制度の対象となる課税取引のご利用について、請求書やご利用明細書等の各種書面を2023年10月以降のご請求分より、同制度の要件に対応できるようにいたします(※)。

※書面によっては2023年10月より前に同制度の要件に対応した形式に変更する場合や、お客さまからのご依頼に基づいて同制度の要件に対応した形式とする場合がございます。

【弊社適格請求書発行事業者登録番号のご案内】

株式会社中京カードの登録番号をご案内いたします。

適格請求書発行事業者登録番号 T9180001017348

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/regno-search/detail?selRegNo=9180001017348>

<ご参考/インボイス制度について>

2023年10月1日(日)より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス」(適格請求書)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(国税庁発行リーフレット「(令和4年12月改訂) 消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます」より引用)

詳細は以下の国税庁のサイトをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>